新居浜市長期総合計画審議会条例　昭和46年８月20日　条例第15号

（設置）
第１条　新居浜市の長期総合計画について意見を求めるため、市長の諮問機関として、新居浜市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）
第２条　審議会は、市長の諮問に応じて、長期総合計画につき必要な調査審議を行い、答申するものとする。

（組織）
第３条　審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、市政に特に学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
２　委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）
第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。
３　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）
第５条　審議会は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（庶務）
第６条　審議会の庶務は、企画部において処理する。

（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年４月１日条例第２号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年３月20日条例第１号）
この条例は、平成15年４月１日から施行する。

新居浜市長期総合計画審議会 委員名簿

（五十音順）

	団体名等	役　職	氏　名	備　考
1	公募委員		秋月　恭子	
2			有村　智代	
3	新居浜市福祉のまちづくり審議会	会長	小野　正師	
4	新居浜市教育委員会	教育委員会委員	近藤　智佳	
5	新居浜商工会議所	会頭	曽我部　謙一	
6	松山大学	経営学部教授	東渕　則之	会長
7	新居浜工業高等専門学校	副校長	早瀬　伸樹	
8	新居浜市連合自治会	会長	日野　幸彦	
9	愛媛大学	法文学部教授	福井　秀樹	副会長
10	四国経済産業局	地方創生支援室長	山田　和昌	

※役職は委員委嘱時点

第六次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について（諮問）

新企総第114号
令和元年10月30日

新居浜市長期総合計画審議会
会長　東渕　則之　様

新居浜市長　石川　勝行

第六次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について（諮問）

新居浜市長期総合計画審議会条例第１条の規定に基づき、第六次新居浜市長期総合計画基本構想案及び基本計画案について諮問します。

第六次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について（答申）

令和２年10月29日

新居浜市長　石川勝行　様

新居浜市長期総合計画審議会
会 長　　東　渕　則　之

第六次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）
について（答申）

令和元年10月30日付け新企総第114号で諮問のありました第六次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）につきまして、当審議会において慎重かつ活発に審議した結果、次のとおり答申いたします。

記

人口減少や少子高齢化の加速、情報通信技術の急速な進歩、頻発する大規模自然災害など、近年、行政に求められる課題は多様化、複雑化しており、地方自治体においては、限られた地域資源を有効に活用し、持続可能な行政運営を行うことが求められています。

また、計画策定期間中に発生した新型コロナウイルス感染症は、日本のみならず、世界中でまん延しており、未だ終息時期が見通せない状況にありますが、ウィズコロナ、アフターコロナの時代における「新たな日常」を構築し、市民活動や経済活動の活性化を図ることも行政における重要な役割であると認識いたしております。

こうした中、今回策定された第六次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）については、時代の潮流を踏まえ、また、市民ニーズを取り入れたものとなっており、計画内容については概ね適切であると認めるものでありますが、この計画がより一層実効性のあるものになりますよう、当審議会として以下の意見を付すことといたします。

今後におきましては、計画初年度となる令和３年度に向け、本計画をすみやかに策定するとともに、実施に際しては、当審議会の意見を十分に尊重し、計画の着実な推進を図られるよう要望いたします。

■計画全体に関する意見

1　人口減少社会にあって、新居浜市が輝き続けるには、市の強み（地政学的な優位性、歴史、自然、伝統工芸、習俗、企業、人物など）をPRすることと併せ、それらの強みが武器になるレベルにまで磨き上げることを、市がリードして進めていただきたい。

2　新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市民生活や企業活動に大きな影響がでており、事態の長期化も懸念されております。しかしながら、こうした状況においても、行政が市民や団体、企業等と連携し、コロナ禍における「新たな日常」を構築するとともに、創意工夫のもと、計画に掲げた成果指標等の達成に向け、着実に事業を推進していただきたい。

3　感染症拡大により、テレワークの活用を通じて、場所にとらわれず仕事ができるという認識が広まりつつあります。こうした動きは、多様な人材の活躍の場を広げ、地方移住の可能性を広げるものであり、首都圏において、地方移住の関心が高まっているこの機を捉え、本市への移住者を増やすため、サテライトオフィスの設置やテレワーク環境の整備などにより一層注力していただきたい。

4　「類似都市と比較した本市の特徴的な指標一覧」では、人口・世帯、就業状況、産業構造、市民生活など様々な分野において、類似都市と比較した本市の特徴（強み、弱み）が整理されており、これらの客観的なデータについては、シティプロモーション活動の中で、しっかりとPRするとともに、今後10年間における施策検討においても十分に活用していただきたい。

5　本市の財政状況については、現状においては比較的健全であるものの、社会保障費の増大、公共施設の老朽化などの諸問題を踏まえると、引き続き、行政自らが不断の行政改革を行い、無駄の排除や効率化等により、スリムな行政となるように努力されたい。また、事業の実施に当たっても、その必要性や効果効率性を見極め、今以上に事業の選択と集中を行うことで無駄を省き、今後も財政の健全性を確保されたい。

6　将来都市像として掲げている「　－豊かな心で幸せつむぐ－　人が輝くあかがねのまち　にいはま　」については、豊かな自然や別子銅山の産業遺産に包まれて暮らす幸せを実感しながら、誰もがいきいきと輝き、暮らすことができるまちを次の世代に引き継ごうというメッセージが表れていますが、市民はもちろんのこと、市外の人にも、「あかがねのまち　新居浜」が定着するようPRしていただきたい。

7　第六次新居浜市長期総合計画においては、施策ごとに関連するSDGsの目標が記載されているほか、「施策の体系とSDGsの関係」として、各施策とSDGsの目標の対応一覧表が掲載されています。こうした情報を広く市内企業や市民団体等と共有することで、SDGsの達成を意識した官民連携による取組を推進していただきたい。

■まちづくりの目標に関する意見

（まちづくりの目標１）

1　子育て支援の中でも、より負担の大きい、多子（多胎児）家庭支援について重点的に取り組んでいただきたい。

（まちづくりの目標５）

2　施策５－６　男女共同参画社会の形成の中での、「男女」という表現・概念について、別の記載方法がないか、中間見直しの際に検討していただきたい。

（計画の推進）

3　市の魅力を高め、移住者を増やすための取組として、公民館や公園以外に気軽に人が集える場所（サードプレイス）を市内に増やしてほしい。

（計画の推進）

4　第六次新居浜市長期総合計画における最重要課題は人口減少問題への対応であるため、施策７－１「人口減少対策とシティブランド戦略の推進」については、より積極的に取り組んでいただきたい。また将来都市像に含まれる「あかがねのまち」についても、もっと前面に打ち出していただきたい。

（計画の推進）

5　本市への移住を促進するため、観光資源をPRするだけでなく、日常の中にある自然の豊かさや憩いの場所など、地域の細やかな魅力を発信していただきたい。

（計画の推進）

6　本市への大学誘致は、若者の定住促進、地域活性化につながるため、様々な機会を捉え、誘致に向けた働きかけを行っていただきたい。

（計画の推進）

7　市職員の働き方改革の一環として、男性職員の育児休暇取得が進むよう取組を進めていただきたい。

■その他の意見

1　第六次新居浜市長期総合計画は、今後10年間のまちづくりの方向性を定める非常に重要な計画であることから、より多くの市民に読んでもらえるよう、写真やイラストを取り入れた、読みやすい冊子を心がけ、広報も工夫をしていただきたい。

2　成果指標は、計画の達成度を具体的に判断する重要な指標であることから、適正な項目、目標水準の設定をお願いしたい。

3　様々な行政分野における課題について、ICTを活用することで、実現・解決できないかを考え、実践していただきたい。これらの活動を通じ、情報化のスキルやマインドが培われ、次代の新居浜市の強みになると思料される。

新居浜市政策懇談会設置要綱

（設置）
第１条　本市の市政運営に当たり、広く市民の意見を政策に反映させ、市民との協働によるまちづくりを推進するため、新居浜市政策懇談会（以下「政策懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　政策懇談会は、次に掲げる事項について、審議し、市長へ提言を行う。
（１）市政課題に関する事項
（２）地域振興に関する事項
（３）長期総合計画に関する事項
（４）その他目的を達成するために必要な事項

（組織）
第３条　政策懇談会は、委員50人以内をもって組織し、委員は市長が委嘱する。
２　政策懇談会に会長、副会長を置き、委員の互選により定める。
３　委員の任期は、２年間とする。

（会議）
第４条　政策懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
２　会長が必要と認めるときは、関係者の会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）
第５条　市政課題解決の具体的な施策を立案するため、政策懇談会に、ワーキンググループを置くことができる。
２　ワーキンググループは、市関係者及び関係団体の実務担当者をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。
３　ワーキンググループに座長を置き、政策懇談会の委員をもって充てる。
４　ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

（オブザーバー）
第６条　政策懇談会にオブザーバーを置くことができる。
２　オブザーバーは、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
３　オブザーバーは、政策懇談会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

（庶務）
第７条　政策懇談会の庶務は、企画部総合政策課において、ワーキンググループの庶務は、その課題を所管する課所において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、政策懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成25年５月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成25年６月１４日から施行する。
附　則
この要綱は、平成27年６月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

新居浜市政策懇談会 委員名簿

（五十音順）

No	団体名等	役　職	氏　名	備　考
1	新居浜市ボランティア連絡協議会	副会長	池 田 宏 美	
2	新居浜市小学校校長会	会長	今 村 信	
3	にいはま環境市民会議	会長	太 田 初	
4	新居浜市農業協同組合	代表理事組合長	岡 部 益 夫	
5	新居浜商店街連盟	会長	越 智 俊 博	
6	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	会長	小 野 正 師	
7	一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会	代表理事	小 野 雄 史	
8	新居浜金融協会	会長	久 米 良 樹	
9	新居浜市保育協議会	会長	合 田 史 宣	
10	いしづち森林組合	代表理事副組合長	河 野 憲 照	
11	新居浜市歯科医師会	会長	小 溪 徹 彦	
12	新居浜市中学校校長会	会員	近 藤 栄 一	
13	一般社団法人新居浜市観光協会	会長	近 藤 嘉 郎	
14	新居浜市民生児童委員協議会	会長	白 石 敦 之	
15	新居浜建設業協同組合	理事長	白 石 誠 一	
16	新居浜市物産協会	会長	白 石 尚 寛	
17	新居浜市老人クラブ連合会	会長	鈴 木 英 次	
18	新居浜商工会議所	会頭	曽我部 謙 一	会長
19	新居浜市土地改良協議会	会長	髙 橋 征 三	
20	新居浜市 PTA 連合会	副会長	田 坂 亮 司	
21	新居浜文化協会	総務部長	戸 田 俊 之	
22	新居浜機械産業協同組合	理事長	萩 尾 孝 一	
23	新居浜市食生活改善推進協議会	会長	秦 榮 子	副会長
24	新居浜市連合自治会	会長	日 野 幸 彦	
25	新居浜地区防犯協会	船木支部長	星 加 勝 一	
26	新居浜市消防団	団長	堀 田 公	
27	新居浜地区労働者福祉協議会	会長	真 鍋 英 次	
28	新居浜市スポーツ協会	会長	真 鍋 和 人	
29	公益社団法人新居浜青年会議所	理事長	三 木 悠 司	
30	愛媛県建築士会新居浜支部	副支部長	宮 﨑 秀 俊	
31	新居浜市公民館連絡協議会	会員	村 上 和 夫	
32	新居浜市内県立学校校長会	会長	森 昭 彦	
33	新居浜工業高等専門学校	校長	八 木 雅 夫	副会長
34	新居浜市福祉施設協議会	副会長	矢 野 健 吾	
35	一般社団法人新居浜市医師会	会長	山 内 保 生	
36	新居浜交通安全協会	事務局長	吉 岡 敏 高	
37	新居浜市女性連合協議会	総務	頼 木 熙 子	
38	住友金属鉱山（株）別子事業所	総務センター長	綿 寿	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第１部会 都市基盤）委員名簿

（五十音順）

No.	職	団　体　名	氏　名	
1	委　員	新居浜市管工事業協同組合	石水　浩臣	
2	委　員	公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会新居浜地区連絡協議会	菅　　公逸	
3	委　員	新居浜市連合自治会	坂上　公三	
4	委　員	新居浜建設業協同組合	白石　誠一	座長
5	委　員	新居浜市ＰＴＡ連合会	白石　哲也	
6	委　員	新居浜商工会議所	白石　尚寛	
7	委　員	新居浜港振興協議会	杉原　弘紀	
8	委　員	新居浜市土地改良協議会	福本　頼幸	
9	委　員	住友金属鉱山㈱別子事業所	松長　隆志	
10	委　員	公益社団法人新居浜青年会議所	三木　悠司	
11	委　員	公益社団法人愛媛県建築士会新居浜支部	宮崎　秀俊	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第２部会 産業振興）委員名簿

（五十音順）

No.	職	団　体　名	氏　名	
1	委　員	新居浜地区労働者福祉協議会	天野　　裕	
2	委　員	新居浜市農業協同組合	岡部　益夫	
3	委　員	一般社団法人新居浜市観光協会	織田　安文	
4	委　員	一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会	小野　雄史	
5	委　員	新居浜金融協会	久米　良樹	
6	委　員	いしづち森林組合	河野　憲照	
7	委　員	新居浜機械産業協同組合	近藤　彰一	
8	委　員	新居浜市物産協会	白石　尚寛	
9	委　員	新居浜市土地改良協議会	髙橋　征三	
10	委　員	新居浜市漁業振興対策協議会	中原　英行	
11	委　員	新居浜機械産業協同組合	萩尾　孝一	座長
12	委　員	新居浜商工会議所	秦　　誠一	
13	委　員	新居浜商店街連盟	真木　正広	
14	委　員	新居浜公共職業安定所	森本　孝生	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第３部会 保健福祉）委員名簿

（五十音順）

No.	職	団　体　名	氏　名	
1	委　員	新居浜市介護支援専門員連絡協議会	伊藤　里香	
2	委　員	新居浜市歯科医師会	宇野　義治	
3	委　員	一般社団法人新居浜市医師会	江盛　康之	
4	委　員	新居浜市相談支援事業所連絡会	大橋　靖彦	
5	委　員	新居浜市保育協議会	合田　史宣	座長
6	委　員	地域子育て支援拠点	近藤　直緒美	
7	委　員	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	佐々木　洋	
8	委　員	新居浜市心身障害者（児）団体連合会	白石　文男	
9	委　員	新居浜市老人クラブ連合会	高橋　功	
10	委　員	新制度に移行した幼稚園	立花　久美子	
11	委　員	新居浜市民生児童委員協議会	谷村　ツユ子	
12	委　員	新居浜市食生活改善推進協議会	千葉　晶子	
13	委　員	新居浜市福祉施設協議会	矢野　健吾	
14	委　員	愛媛県社会福祉士会	山本　豪	
15	委　員	愛媛県リハビリテーション専門職協会	渡部　浩二	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第４部会 市民安全）委員名簿

（五十音順）

No.	職	団　体　名	氏　名	
1	委　員	新居浜市 PTA 連合会	伊藤　義男	
2	委　員	新居浜防災士ネットワーク	馬越　健	
3	委　員	新居浜市ボランティア連絡協議会	岡　熙美	
4	委　員	新居浜市公民館連絡協議会	高田　実	
5	委　員	新居浜市国際交流協会	土井　美智子	
6	委　員	新居浜地区防犯協会	久石　保	
7	委　員	新居浜市連合自治会	日野　幸彦	座長
8	委　員	公益社団法人新居浜青年会議所	三木　悠司	
9	委　員	にいはま女性ネットワーク	三股　智美	
10	委　員	新居浜市消防団	山内　敏男	
11	委　員	新居浜交通安全協会	吉岡　敏高	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第５部会 環境衛生）委員名簿

（五十音順）

No.	職	団　体　名	氏　名	
1	委　員	新居浜建設業協同組合	飯尾　和之	
2	委　員	にいはま環境市民会議	太田　　初	座長
3	委　員	新居浜市農業協同組合	黒瀬　文生	
4	委　員	いしづち森林組合	河野　憲照	
5	委　員	えひめ産業資源循環協会西条地区	髙橋　辰夫	
6	委　員	新居浜市食生活改善推進協議会	千葉　晶子	
7	委　員	新居浜商工会議所	藤田　　武	
8	委　員	新居浜市連合自治会	三並　　保	
9	委　員	新居浜市女性連合協議会	宮前　　港	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第６部会 教育文化）委員名簿

（五十音順）

No.	職	団　体　名	氏　名	
1	委　員	新居浜市中学校校長会	大久保　浩	
2	委　員	新居浜市スポーツ協会	加藤　　學	
3	委　員	新居浜工業高等専門学校	佐伯　德哉	
4	委　員	新居浜市連合自治会	白石　宗久	
5	委　員	新居浜市 PTA 連合会	神野　恭多	
6	委　員	新居浜市小学校校長会	髙須賀　洋	座長
7	委　員	新居浜市内県立学校校長会	髙橋　一美	
8	委　員	新居浜文化協会	戸田　俊之	
9	委　員	西条人権擁護委員協議会	藤田　幾代	
10	委　員	新居浜市公民館連絡協議会	村上　和夫	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第７部会 行財政運営）委員名簿

（五十音順）

No.	職	団　体　名	氏　名	
1	委　員	高校生	秋山　響	
2	委　員	新居浜市情報通信研究会	伊藤　直人	
3	委　員	一般社団法人新居浜市観光協会	嶋田　純也	
4	委　員	高校生	鈴木　天菜	
5	委　員	新居浜市連合自治会	須山　盾夫	
6	委　員	新居浜工業高等専門学校	田中　大介	
7	委　員	元新居浜市職員	田中　洋次	
8	委　員	高校生	手島　葵	
9	委　員	新居浜市国際交流協会	土井　美智子	
10	委　員	公益社団法人新居浜青年会議所	三木　悠司	座長
11	委　員	新居浜市ＰＴＡ連合会	宮川　まゆみ	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市長期総合計画に関する規程

昭和46年7月3日
訓令第22号

（趣旨）
第１条　この規程は、新居浜市長期総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　総合計画　市民の将来の幸福と福祉の増進を図り、もって本市の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
（２）　基本構想　市政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。
（３）　基本計画　基本構想に基づく、望ましい都市像を実現するための施策手段の大綱について作成する計画をいう。
（４）　実施計画　基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。
（令元訓令１・全改）

（計画策定の原則）
第３条　基本計画及び実施計画は、計画的かつ効率的な行政を確立するため、現実に即し、かつ、科学性と総合性をもつよう策定しなければならない。
（平21訓令13・令元訓令１・一部改正）

（策定委員会の設置）
第４条　総合計画を策定するため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員長及び委員）
第５条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
２　委員長は、副市長（統括）をもって充てる。
３　委員長は、会務を総理する。
４　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
（１）　副市長（特命）
（２）　各部局長（これらに相当する職にある者を含む。）
（３）　市の職員のうちから市長が任命する者
（平19訓令２・平21訓令13・令元訓令１・令２訓令９・一部改正）

（事務局の設置）
第６条　委員会に事務局を置く。
２　事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織する。
３　事務局長は企画部長を、事務局次長は企画調整担当課長をもって充てる。
４　事務局員は、市長が任命する。
（昭63訓令６・平15訓令１・一部改正）

（職務）
第７条　委員会は、市長の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
（１）　総合計画に含まれる事務事業の計画及び方針の企画、調査、指導、審査並びに連絡調整に関すること。
（２）　前号の事務事業の実施について、必要な指導及び調整並びに事務事業の実施状況の報告に関すること。
（３）　総合計画に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
（４）　総合計画原案の策定及び立案に関すること。
（５）　その他総合計画に関し特に必要なこと。
（平21訓令13・一部改正）

（部会の設置）
第８条　総合計画の策定について、専門的な事項の調査及び研究をするため、委員会に、都市基盤、産業振興、保健福祉、市民安全、環境衛生、教育文化及び行財政運営の各分野を所管する専門部会（以下「部会」という。）を置く。
２　各部会は、部会長、副部会長及び推進員をもって組織する。
３　部会長は、課長及び市長が必要と認める職員のうちから市長が任命し、副部会長及び推進員は、部会長の指名により、市長が任命する。
４　推進員は、その部会の基本計画の策定に必要な資料の収集及び整理を行い、基本計画の原案を作成する。
（昭55訓令34・平元訓令10・平７訓令11・平12訓令１・平17訓令７・平21訓令13・令元訓令１・一部改正）

（会議）
第９条　委員会は、委員長が必要があると認めたときに招集し、委員長がその議長となる。
２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（委員以外の出席者）
第10条　委員会及び各部会は、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料の提出又は出席を求めて、所管事務について説明又は報告をさせることができる。

（基本計画の策定）
第11条　基本計画の期間は、10年間とする。
２　基本計画は、各部の実施計画その他の事務事業の基本とするものとし、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別の理由がない限り、変更することができない。
（令元訓令１・一部改正）
第12条　基本計画は、委員会から提出された計画案を庁議（市長が別に指定する者を含む。）が調整し、市長が決定する。
（昭55訓令34・平元訓令10・平12訓令１・平21訓令13・令元訓令１・一部改正）

（実施計画の策定）
第13条　実施計画は、第11条第１項に規定する基本計画の期間を単位として策定することを基本とする。ただし、この期間中の具体的な事務事業に係る市長が適当と認める分野については、当該期間を前期及び後期の２期に区分し、それぞれの期間について策定するものとする。
２　実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを変更することができない。
（１）　基本計画が変更されたとき。

（2）　国又は県の計画の変更により、著しい事務事業量の増減が生じたとき。
（3）　災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
（4）　その他市長が必要と認めたとき。
3　実施計画は、基本計画に従い、策定しなければならない。
4　実施計画は、市長の命を受けて委員会が策定した原案を庁議（市長が別に指定する者を含む。）が調整し、市長が決定する。
(昭55訓令34・平16訓令13・平21訓令13・平23訓令１・令元訓令１・一部改正)

(計画の実施)
第14条　部長は、総合計画の実施に当たり、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行い、事務事業が円滑に行われるようにしなければならない。

(総合計画関係事務事業の報告等)
第15条　課所長等は、実施計画に基づく事務事業についての進捗状況を別に定める要綱により、企画部長を経て、市長に報告しなければならない。
(昭63訓令６・平15訓令１・一部改正)

(資料の提出)
第16条　課所長等は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成したとき及び総合計画に関する事務事業の執行については、企画部長及び企画調整担当課長に合議しなければならない。
2　企画部長及び企画調整担当課長は、各部課の事務の参考となると考えられる資料等を作成したときは、課所長等に送付するものとする。
(昭63訓令６・平15訓令１・一部改正)

附　則
　この規程は、昭和46年７月３日から施行する。
附　則（昭和55年５月19日訓令第34号)
　この規程は、昭和55年５月19日から施行する。
附　則（昭和63年４月１日訓令第６号)
　この規程は、昭和63年４月１日から施行する。
附　則（平成元年５月15日訓令第10号)
　この規程は、平成元年５月15日から施行する。
附　則（平成７年４月１日訓令第11号)
　この規程は、平成７年４月１日から施行する。
附　則（平成12年４月１日訓令第１号)
　この規程は、平成12年４月１日から施行する。
附　則（平成15年４月１日訓令第１号)
　この規程は、平成15年４月１日から施行する。
附　則（平成16年７月１日訓令第13号)
　この規程は、平成16年７月１日から施行する。
附　則（平成17年６月１日訓令第７号)
　この規程は、平成17年６月１日から施行する。
附　則（平成19年３月30日訓令第２号)
　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成21年７月９日訓令第13号）

この訓令は、平成21年７月９日から施行する。

附　則（平成23年２月18日訓令第１号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成23年２月18日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第13条第１項の規定は、同項に規定する基準年度以後の年度に係る実施計画について適用し、当該基準年度前の年度に係る実施計画については、なお従前の例による。

附　則（令和元年６月28日訓令第１号）

（施行期日）

1　この訓令は、令和元年６月28日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第５条第５項並びに第８条第１項及び第３項の規定は、この訓令の施行の日以後に策定される総合計画について適用し、同日前に策定された総合計画については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月31日訓令第９号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

第六次新居浜市長期総合計画策定経過

◆平成30年度

年　月　日	実施内容等
平成31年１月	新居浜市民意向調査 ※住民基本台帳による無作為抽出（1,500人）

◆平成31年度（令和元年度）

年　月　日	実施内容等
令和元年６月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 ※就学前児童の子どもがいる家庭（1,500世帯） 　小学生の子どもがいる家庭（500世帯）
令和元年８月１日	長期総合計画策定委員会（第１回） ※議題 （１）長期総合計画策定方針等について （２）その他について
令和元年８月	本市出身者意向調査 ※本市出身者及び本市に関係のある人（590人）
令和元年８月	団体アンケート調査 ※市内で活動する NPO 法人、市民活動団体、ボランティア団体（354団体）
令和元年８月	企業アンケート調査 ※市内に所在する事業所（183社）
令和元年10月３日	新居浜市政策懇談会（第１回） ※議題 （１）政策懇談会の進め方について （２）その他
令和元年10月23日	高校生まちづくりワークショップ ※テーマ：10年後の新居浜市の姿について
令和元年10月30日	長期総合計画審議会（第１回・諮問） ※議題 （１）長期総合計画の策定について （２）その他
令和元年10月31日	市内で働く若者との懇談会 ※テーマ：これまでの新居浜市、これからの新居浜市
令和元年11月20日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第２部会・産業振興（第１回）
令和元年12月３日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第４部会・市民安全（第１回）

年　月　日	実施内容等
令和元年12月４日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第６部会・教育文化（第１回）
令和元年12月10日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第６部会・教育文化（第２回）
令和元年12月11日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第３部会・保健福祉（第１回）
令和元年12月17日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第６部会・教育文化（第３回）
令和元年12月25日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第１部会・都市基盤（第１回）
令和２年１月９日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第５部会・環境衛生（第１回）
令和２年１月10日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第７部会・行財政運営（第１回）
令和２年１月15日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第４部会・市民安全（第２回）
令和２年１月16日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第１部会・都市基盤（第２回）
令和２年１月17日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第５部会・環境衛生（第２回）
令和２年１月20日	長期総合計画策定委員会（第２回） ※議題 （1）第六次長期総合計画の体系について （2）将来都市像について （3）基本構想の骨子について
令和２年１月21日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第６部会・教育文化（第４回）
令和２年１月22日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第３部会・保健福祉（第２回）
令和２年１月22日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第４部会・市民安全（第３回）
令和２年１月27日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第５部会・環境衛生（第３回）
令和２年１月29日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第４部会・市民安全（第４回）
令和２年１月30日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第２部会・産業振興（第２回）

年　月　日	実施内容等
令和２年１月30日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第７部会・行財政運営（第２回）
令和２年２月26日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第７部会・行財政運営（第３回）
令和２年３月16日	長期総合計画策定委員会（第３回） ※議題 （１）将来都市像及び施策の体系について （２）基本構想（素案）について
令和２年３月25日	長期総合計画審議会（第２回）書面開催 ※議題　基本構想素案について
令和２年３月30日	新居浜市政策懇談会（第２回）書面開催 ※議題 （１）基本構想素案について （２）基本計画案について

◆令和２年度

年　月　日	実施内容等
令和２年６月26日	長期総合計画審議会（第３回） ※議題 （１）書面提出意見に関する回答について （２）長期総合計画（案）について （３）今後のスケジュールについて
令和２年７月３日	長期総合計画策定委員会（第４回） ※議題 （１）長期総合計画審議会の意見について （２）長期総合計画（案）について （３）今後のスケジュールについて
令和２年８月７日	長期総合計画審議会（第４回） ※議題 （１）前回会議での意見を踏まえた対応について （２）長期総合計画（案）について （３）今後のスケジュールについて
令和２年８月20日	新居浜市政策懇談会（第３回） ※議題 （１）政策懇談会ワーキンググループの活動について （２）第２回会議（書面開催）での意見について （３）長期総合計画（案）について （４）今後のスケジュールについて

年　月　日	実施内容等
令和２年９月15日	パブリックコメント実施（10月15日まで） ※提出意見17件
令和２年10月28日	長期総合計画審議会（第５回） ※議題 （１）前回会議での意見・パブリックコメントの結果を踏まえた対応について （２）審議会答申（案）について
令和２年10月29日	長期総合計画審議会（答申） 基本構想（案）及び基本計画（案）について
令和２年11月19日	長期総合計画策定委員会（第５回） ※議題　長期総合計画（最終案）について
令和２年11月19日	庁議（令和２年度第７回庁議） ※議題　長期総合計画（最終案）について
令和２年11月30日	市議会本会議に基本構想提案 ※企画教育委員会付託、各常任委員会に意見提出依頼
令和２年12月11日	企画教育委員会 ※採決（全会一致可決）
令和２年12月17日	市議会本会議で基本構想議決 ※採決（全会一致可決）
令和２年12月18日	新居浜市政策懇談会（書面報告） ※第六次新居浜市長期総合計画（最終案）について